

太田市難聴児補聴器購入等支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、難聴児の健全な発達を支援するため、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中度の難聴児の保護者に対し太田市難聴児補聴器購入等支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する児童（以下「難聴児」という。）の保護者とする。

- (1) 市内に住所を有する18歳未満の者
- (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上
- (3) 当該障害が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる障害に該当しない者
- (4) 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した精密聴力検査機関の医師（以下「専門医」という。）が、補聴器を装用することにより言語の習得等において効果が期待できると判断した者

2 前項の規定にかかわらず、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に基づき、補聴器の購入、更新及び修理に要する費用の助成を受けられる場合は、助成金の交付を受けることができない。

(助成対象経費等)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当する場合の補聴器の購入等に係る経費とする。

- (1) 新たに補聴器を購入する場合
- (2) 助成金の交付の決定の日から別表第1に掲げる耐用年数が経過した後に補聴器を更新する場合
- (3) 補聴器を装用した難聴児及びその保護者の責任に拠らない事情により毀損等した補聴器又は補聴器の部品を修理する場合

2 助成金の交付の決定を受けられる補聴器は、障害程度に応じ専門医が適当と認めた別表第1に掲げる補聴器の種類とし、原則として装用効果の高い側の耳に装用する1個とする。ただし、教育上又は生活上において真に必要と専門医が認めた場合は、両耳に装用する2個とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額の算定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

ころによる。

(1) 基準価格 別表第1及び別表第2の基準価格欄に定める額

(2) 基準額 別表第1に掲げる補聴器の種類又は別表第2に掲げる修理部位に応じ、基準価格に100分の106を乗じて得た額（別表第2に掲げる重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換及びイヤホン交換については、基準価格に100分の110を乗じて得た額）

(3) 補助率 3分の2

2 助成金の額は、購入等に係る費用又は基準額のいずれか低い額に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 助成対象者の都合により補聴器を選択する場合は、第3条第2項の専門医が適当と認めた別表第1に掲げる補聴器の種類に応じた基準価格を助成金の額の算定に用いるものとする。

4 助成金は、予算の範囲内において交付する。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、難聴児補聴器購入等支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 専門医が作成した難聴児補聴器購入等支援事業助成金交付意見書（助成事業専用）（様式第2号）

(2) 購入等しようとする補聴器に係る見積書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、当該申請に係る難聴児の属する世帯の状況等を調査の上、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、難聴児補聴器購入等支援事業助成金交付決定通知書（様式第3号）（以下「決定通知書」という。）により、助成金を交付しないと決定したときは難聴児補聴器購入等支援事業助成金交付申請却下通知書（様式第4号）により、速やかに当該申請者に対し通知するものとする。

（助成金の請求等）

第7条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、決定通知書に記載された補聴器販売事業者から補聴器を購入等の上、その領収書を添付し難聴児補聴器購入等支援事業助成金請求書（様式第5号）（以下「請求書」という。）を市長に提出するも

のとする。

- 2 市長は、請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求書に記載された金額を決定者が指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

（支給券の発行等）

第8条 市長は、決定者の利便性を考慮し、助成金の交付に代えて、補聴器販売事業者に対し支給すべき助成金の額の限度において当該金額を支払うことができる。

- 2 市長は、決定者が前項に規定する支払を希望するときは、難聴児補聴器購入等支援事業支給券（様式第6号）（以下「支給券」という。）を発行するものとする。この場合において、決定者は、補聴器販売事業者に対し必要な金額を支払うとともに、当該支給券及び難聴児補聴器購入等支援事業助成金の代理受領に係る請求書兼委任状（様式第7号）（以下「請求書兼委任状」という。）を提出するものとする。

- 3 補聴器販売事業者は、前項の方法による支払があったときは、請求書兼委任状に支給券を添えて、市長に提出するものとする。

- 4 市長は、補聴器販売事業者から前項の請求書兼委任状の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補聴器販売事業者が指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

（その他）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月19日から施行し、改正後の太田市難聴児補聴器購入支援事業助成金交付要綱の規定は同年4月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

補聴器の種類	基準価格	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽・中度難聴用ポケット型	44,000円	補聴器本体（電池を含む。） ※イヤモールドを必要とする場合は、別表2に掲げる額の範囲内で必要な額を加算すること。 ※ダンパー入りフックの場合は、250円増しとすること。	5年
軽・中度難聴用耳かけ型	46,400円		
高度難聴用ポケット型	44,000円		
高度難聴用耳かけ型	46,400円		
重度難聴用ポケット型	59,000円		
重度難聴用耳かけ型	71,200円		
耳あな型（レディメイド）	92,000円		
耳あな型（オーダーメイド）	144,900円	補聴器本体（電池を含む。）	
骨導式ポケット型	74,100円	(1)補聴器本体（電池を含む。） (2)骨導レシーバー (3)ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	126,900円	補聴器本体（電池を含む。） ※平面レンズを必要とする場合は、別表2に掲げる額の範囲内で必要な額を加算すること。また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（厚生労働省告示第528号）3（8）の表眼鏡の項に掲げる額の範囲内で必要な額を加算すること。	

注1 耳あな型は、耳介変形等装用に障害がある場合に限るものとする。

2 骨導式は、伝音性難聴であって、耳漏が著しい場合又は外耳閉鎖症等を有する場合

で、かつ、耳栓又はイヤモールドの使用が困難な場合に限るものとする。

- 3 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に關し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算する。

別表第2（第4条関係）

修理部位	基準価格
耳あな型シェル交換（レディメイド）	6,650円
耳あな型シェル交換（オーダーメイド）	27,900円
耳あな型スイッチ交換	3,300円
耳あな型テレホンコイル交換（レディメイド）	8,850円
耳あな型テレホンコイル交換（オーダーメイド）	13,400円
耳あな型極板交換	1,100円
耳あな型ボリューム交換（レディメイド）	8,850円
耳あな型ボリューム交換（オーダーメイド）	12,200円
耳あな型マイクロホン交換（レディメイド）	14,200円
耳あな型マイクロホン交換（オーダーメイド）	16,800円
耳あな型レシーバー交換（レディメイド）	15,000円
耳あな型レシーバー交換（オーダーメイド）	21,100円
耳あな型抵抗交換（レディメイド）	2,200円
耳あな型抵抗交換（オーダーメイド）	9,400円
耳あな型コンデンサ交換（レディメイド）	2,200円
耳あな型コンデンサ交換（オーダーメイド）	9,400円
耳あな型電池ホルダー交換（レディメイド）	1,100円
耳あな型電池ホルダー交換（オーダーメイド）	1,600円
耳あな型トリマー交換（レディメイド）	6,650円
耳あな型トリマー交換（オーダーメイド）	10,000円
耳あな型サスペンション交換	940円
耳あな型アンプ組立交換（レディメイド）	33,500円
耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド）	44,600円
耳かけ型ケース組立交換	3,950円
耳かけ型スイッチ交換	4,750円
耳かけ型テレホンコイル交換	2,650円
耳かけ型極板交換	1,550円
耳かけ型ボリューム交換	6,800円
耳かけ型マイクロホン交換	12,400円
耳かけ型レシーバー交換	12,800円
耳かけ型トリマー交換	2,000円
耳かけ型フック交換	650円
耳かけ型電池ホルダー交換	1,050円
耳かけ型耳栓組立交換	630円
耳かけ型サスペンション交換	670円
耳かけ型アンプ組立交換	31,600円
重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3,300円

重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1, 400円
重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8, 750円
重度難聴用イヤホン交換	5, 800円
重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15, 800円
重度難聴用コード交換	1, 900円
重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	42, 700円
眼鏡型ケース組立交換	9, 900円
眼鏡型スイッチ交換	3, 650円
眼鏡型テレホンコイル交換	3, 450円
眼鏡型極板交換	1, 450円
眼鏡型ボリューム交換	4, 800円
眼鏡型マイクロホン交換	14, 700円
眼鏡型骨導子交換	17, 300円
眼鏡型アンプ組立交換	24, 400円
眼鏡型アンプ組立交換（送信用）	37, 200円
眼鏡型アンプ組立交換（受信用）	57, 800円
眼鏡型ブランク（空つる）交換	4, 600円
眼鏡型テンプル（補助つる）交換	3, 250円
眼鏡型フロント（前枠）交換	10, 000円
眼鏡型平面レンズ交換	3, 800円
ポケット型ケース組立交換	5, 700円
ポケット型クリップ交換	1, 250円
ポケット型スイッチ交換	3, 700円
ポケット型テレホンコイル交換	1, 400円
ポケット型極板交換	1, 400円
ポケット型ボリューム交換	4, 800円
ポケット型マイクロホン交換	5, 700円
骨導式ポケット型レシーバー交換	11, 100円
骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3, 300円
イヤモールド交換	9, 500円
コンセント交換	870円
I C回路交換	4, 800円
イヤホン交換	3, 350円
コード交換	710円
トランジスター又はダイオード交換	2, 150円
抵抗交換	2, 150円
コンデンサ交換	2, 150円
トランス交換	2, 000円
ダンパー入り耳かけ型フック交換	1, 000円